

役員報酬規程

この規程は、「社会福祉法人岡山博愛会 定款(役員の報酬等)第21条
理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会
において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支
給することができる。」に規定する趣旨に基づき、評議員会において、報酬等の
支給の基準を定めたものである。

- 1 理事及び監事の報酬については、無報酬とする。

附則

この規程は、令和3年8月17日より施行する。